

上越市選挙管理委員会告示 第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項に規定する投票区の一部について、次のとおり変更する。

令和7年4月9日

上越市選挙管理委員会
委員長 澤 海 雄 一

1 投票区の変更

投票区	変更後	変更前
柿崎区 第7投票区	高畑、岩手、下灰庭新田、芋島、 水野、下牧、岩野、米山寺、 <u>松留、上中山、猿毛、東横山、城腰、南黒岩、北黒岩</u>	高畑、岩手、下灰庭新田、芋島、 水野、下牧、岩野、米山寺_____
柿崎区 第8投票区	廃止	<u>松留、上中山、猿毛、東横山</u>
柿崎区 第9投票区	廃止	<u>城腰、南黒岩、北黒岩</u>